

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	松戸市 要援護者台帳の整備に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、要援護者台帳の整備に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

松戸市長

公表日

令和3年7月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	要援護者台帳の整備に関する事務
②事務の概要	1 事務の目的 避難行動要支援者名簿を整備し、その情報を地域の避難支援等関係者と共有することにより、地域の安心・安全体制を強化するため。 2 事務の全体概要 松戸市は、災害対策基本法に基づき、災害発生時等の避難に支援が必要となる者及び避難支援者を名簿に登録し、平常時・発災時での安否確認及び避難支援を整備する事務を行う。 3 特定個人情報を取り扱う事務 避難行動要支援者避難支援業務 高齢者、障害者等、災害時の避難に支援が必要となる者を本人の申請に基づき、名簿に登録し、その情報を地域の避難支援等関係者と共有する。
③システムの名称	1 要援護者台帳システム 2 介護保険システム 3 庁内共通連携基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1 避難行動要支援者登録者名簿ファイル 2 避難行動要支援者全体名簿ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室 電話番号 047-366-7107
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松戸市 健康福祉部 地域福祉課 〒271-0073 千葉県松戸市小根本7-8 京葉ガス松戸第2ビル6階 電話番号 047-366-3019

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 市が定める条例	1. 番号法第9条第2項 2. 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)第4条第1項	事後	条例を制定したことによる修正
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	平成28年4月30日 時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	平成28年4月30日 時点	事後	時点修正
平成29年7月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数いつ時点の計数か	平成28年4月30日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	時点修正
平成29年7月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成28年4月30日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	時点修正
平成30年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数いつ時点の計数か	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	時点修正
平成30年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	時点修正
平成30年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	伊東 朱美	伊藤 敏章	事後	時点修正
平成30年6月28日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関するお問合せ	京葉ガス松戸第2ビル5階	京葉ガス松戸第2ビル6階	事後	時点修正
平成31年4月15日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	伊藤 敏章	地域福祉課長	事後	時点修正、様式修正
平成31年4月15日	IVリスク対策		リスク対策記載	事後	様式変更による変更のため、重要な変更には該当しない。
令和2年7月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正